明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○財務省令第三十七号

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第八十号）第四十八条第二項の規定に基づき、額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令の一部を改正する省令

額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令（平成十三年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。

○財務省令第三十八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

減価償却資産の耐用年数等に関する省令等の一部を改正する省令

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正）

第一条　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に、「同条第十二号の七の二」を「同条第十二号の六の七」に改め、同条第六項中「償却費の限度額」を「償却費として損金の額に算入する金額の限度額」に改める。

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項の改正規定中「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に、「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○財務省令第三十九号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十四の二第三十一項、第四十条の三の三第七項、第四十一条の十九の五第六項、第六十六条の四第十一項、第六十六条の四の三第七項、第六十七条の十八第六項、第六十八条の八十八第十一項、第六十八条の百七の二第六項及び第七十条の二の三第二十項の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の九の規定を実施するため、国税質問検査章規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

国税質問検査章規則等の一部を改正する省令

（国税質問検査章規則の一部改正）

第一条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「含む。）」の下に「並びに租税特別措置法第四十条の三の三第七項、第四十一条の十九の五第六項、第六十六条の四第十一項、第六十六条の四の三第七項、第六十七条の十八第六項、第六十八条の八十八第十一項及び第六十八条の百七の二第六項」を加え、同条第二項中「若しくは第七十条の二の二第十九項」を「、第七十条の二の二第十九項若しくは第七十条の二の三第二十項」に改め、同条第三項中「又は第三十七条の十四第二十九項」を「、第三十七条の十四第三十項又は第三十七条の十四の二第三十一項」に改め、同条に次の一項を加える。

7　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の九の身分を示す証明書の書式は、別表第七による。

別表第三中「特定口座年間取引報告書　非課税口座年間取引報告書　未成年者口座年間取引報告書」を「特定口座年間取引報告書　非課税口座年間取引報告書　未成年者口座年間取引報告書」に改める。

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七

第　　号

報告事項の提供に関する質問検査章

国税庁、国税局又は税務署

官　氏

年　月　日生

年　月　日交付

国税庁長官、国税局長又は税務署長　印

（用紙　日本工業規格Ｂ８）

（たばこ特別税に関する省令等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「第九十条の六の二第五項」を「第九十条の六の三第四項」に改める。

一　たばこ特別税に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十二号）本則の表国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の項

二　復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）第八条第一項の表国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の項

三　復興特別法人税に関する省令（平成二十四年財務省令第七号）第二条の表国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の項

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国税質問検査章規則第二条第三項の改正規定及び同令別表第三の改正規定　平成二十八年一月一日

二　第一条中国税質問検査章規則第二条第一項の改正規定　平成二十八年四月一日

三　第一条中国税質問検査章規則第二条に一項を加える改正規定及び同令別表第六の次に一表を加える改正規定　平成二十九年一月一日

○財務省令第四十号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。